

目 次

序 章 刑法判例の読み方

I 本書の目標	1
II 本書において学んでほしいこと	1
III 「判例」とは何か?	2

第1章 「因果関係」を論じる意味——「米兵ひき逃げ」事件

1 事実関係	14
2 裁判所の判断	15
3 当該判例について検討すべき論点	16
4 当該判例の射程	27

第2章 不作為の因果関係・殺人罪と保護責任者遺棄致死罪との関係——「十中八九」事件

1 事実関係	29
2 裁判所の判断	30
3 当該判例について検討すべき論点	31
4 当該判例の射程	40

第3章 正当防衛・過剰防衛——「ゴミ捨て場闘争」事件

1 事実関係	42
2 裁判所の判断	43
3 当該判例について検討すべき論点	43
4 当該判例の射程	53
5 補論：侵害終了後の防衛行為（「量的過剰」）	53

第4章 緊急避難——「オウム真理教集団リンチ殺人」事件

1 事実関係	57
2 裁判所の判断	58

3	当該判例について検討すべき論点	60
4	当該判例の射程	75
第5章 事実の錯誤——「窃盗と遺失物等横領の間の錯誤」事件		
1	事実関係	81
2	裁判所の判断	82
3	当該判例について検討すべき論点	82
4	当該判例の射程	93
5	補論：方法の錯誤について	94
第6章 過失致死傷罪と「信頼の原則」——「黄色点滅信号機」事件		
1	事実関係	98
2	裁判所の判断	99
3	当該判例について検討すべき論点	101
4	当該判例の射程	108
第7章 早すぎた構成要件実現と実行の着手 ——「クロロホルム殺人」事件		
1	事実関係	111
2	裁判所の判断	112
3	当該判例について検討すべき論点	113
4	当該判例の射程	125
第8章 共同正犯と正当防衛——「仲間の過剰防衛」事件		
1	事実関係	130
2	裁判所の判断	132
3	当該判例について検討すべき論点	133
4	当該判例の射程	137
第9章 共犯からの離脱または共謀関係の解消 ——強盜着手前離脱事件		
1	事実関係	140
2	裁判所の判断	141
3	当該判例について検討すべき論点	142

4 当該判例の射程	154
第10章 共犯と「条件付故意」——「K-1 脱税」事件	
1 事実関係	161
2 裁判所の判断	162
3 当該判例について検討すべき論	164
4 当該判例の射程	172
第11章 他殺と自殺関与の区別 ——「自動車による海中飛び込み強制」事件	
1 事実関係	176
2 裁判所の判断	178
3 当該判例について検討すべき論点	179
4 当該判例の射程	186
第12章 承継的共（同正）犯——暴行加担事件	
1 事実関係	188
2 裁判所の判断	189
3 当該判例について検討すべき論点	191
4 当該判例の射程	197
第13章 事後強盗罪の法的性格——「パチスロロム取替え」事件	
1 事実関係	201
2 裁判所の判断	202
3 当該判例において検討すべき論点	203
4 当該判例の射程	212
第14章 財産上不法の利益——「暗証番号聞き出し」事件	
1 事実関係	216
2 裁判所の判断	218
3 当該判例について検討すべき論点	219
4 当該判例の射程	229

第15章 詐欺罪と財産上の損害——「搭乗券」事件

1 事実関係	234
2 裁判所の判断	235
3 当該判例について検討すべき論点	237
4 当該判例の射程	245
5 補論：暴力団であることを秘してゴルフ場の利用を申し込む行為と欺く行為	246

第16章 不法領得の意思——「国際航業」事件

1 事実関係	252
2 裁判所の判断	253
3 当該判例について検討すべき論点	257
4 当該判例の射程	263
5 補論：交付罪における不法領得の意思	264

第17章 「背任」の意味と背任罪の共犯——「北國銀行」事件

1 事実関係	268
2 裁判所の判断	270
3 当該判例について検討すべき論点	273
4 当該判例の射程	282

第18章 「偽造」の意味——「法定代理人による偽造」事件

1 事実関係	287
2 裁判所の判断	288
3 当該判例について検討すべき論点	288
4 当該判例の射程	293
5 補論：「同姓同名」の利用や戸籍名での「偽造」?	294

第19章 主観的違法要素と必要的共犯——「昭電疑獄」事件

1 事実関係	300
2 裁判所の判断	300
3 当該判例について検討すべき論点	301
4 当該判例の射程	310

第20章 横領の意味・不可罰的事後行為・公訴時効 ——「横領物の横領」事件

1	事実関係	314
2	裁判所の判断	315
3	当該判例について検討すべき論点	317
4	当該判例の射程	322
5	補論：「横領物」を譲り受けた者の共犯の成否および抵当権を設定 させ土地売却をあっせんした銀行側の責任	324

あとがき

判例索引